

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	165-2 男女共同参画推進女性法律相談事業	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本 施策	41 あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる	目	18	男女共同参画費
		細目	152	男女共同参画推進経費
		細々目	51	男女共同参画推進事務経費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード 100900	担当者氏名	河野 慶子	連絡先 22 - 9632 (内線) 2180

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	法律的な相談を要する人	※対象件数
成果(どうする)	専門的かつ正しい助言を得ることができる。	
根拠法令・要綱等	男女共同参画社会基本法	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H22 事業 内容	女性の弁護士による法律相談(予約制)	
社会情勢 の変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
相談回数	回		目標	6	目標	6
			実績	6	実績	6
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
相談者数	人	夫婦・親子・離婚など法律に関する問題で悩みがある方の相談を受ける	目標	24	目標	24	
			実績	17	実績	23	
			目標		目標		
			実績		実績		

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
Aの 財源 内訳	国庫支出金	332	333	332	668
	県支出金				
	地方債				
	その他	0	0		
	一般財源	332	333	332	668
事業投入人件費(B)		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
フルコスト(A)+(B)		1,052	1,053	1,052	1,388

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
市民の生命・財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○	
民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業		
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	当初設定した計画を 100% 実施している。 【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
	予算の繰越の有無 無	
	【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	女性弁護士による相談日を増やすことは困難だが、現在の水準は最低限維持していきたい。なお、担当職員が研修等により資質向上に努め、関係機関と連携していとも女性相談員による相談体制の充実にも努める。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	予約を入れる前に女性相談員を紹介し、そこで相談し解決できるケースについては法律相談にはつながらない方法を取って、限りある予約枠の中で、なんとか運営している。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	大橋 久和
【方向性】	内容変更
【理由】	
事業の方向性	相談業務については、本来ニーズのあるなしにかかわらず相談窓口を開設しておく必要がある。現在では法律相談のニーズが受け入れ可能件数を上回っている。また、来年度男女共同参画センターがオープンするが、その事業の柱の一つである相談業務を強化する必要がある。
現時点における課題、その他	女性弁護士による専門的な法律相談については、隔月実施しかも相談日が決まっているため、タイムリーに対応できていない現状もある。また、相談内容が緊急で切実な問題も多いため、相談に的確に対応し早期解決につなげるためにも、受入件数を増やし、毎月の実施をしたい。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	現在の相談ニーズに対応するためには、女性弁護士による相談日を増やす必要がある。なお、担当職員が研修等により資質向上に努め、関係機関と連携していとも女性相談員による相談体制の充実にも努める。